

## 条例改正等

▼清水町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定

小規模企業振興基本法が制定され、地方公共団体においても小規模企業振興に関する政策を策定・実施する責務が明記されたことに伴い制定。

【賛成多数で可決】

▼地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方自治法の一部改正により条項の移動があり、自治法の規定を引用している本町の条例について改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部を改正する法律の改正による条文の改正。

【全員賛成で可決】

▼第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

地方自治法の改正により、第1号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

地方自治法の改正により、第2号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

デジタル臨時行政調査会で決定したプランにより、書面掲示等のアナログ規制の点検見直し方針に基づき「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町国民健康保険条例の一部改正

税率の改正（国民健康保険制度は令和12年度を目途に北海道で統一の保険料を指しており、税率を改正していくもの）

【賛成多数で可決】

▼清水町介護保険条例の一部改正

介護保険法に基づく、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における第一号被保険者の介護保険料基準額、段階数の改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

厚生労働省で定める「各サービスの人員、設備及び運営等に関する基準」が改正されたことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスのに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

厚生労働省で定める「各サービスの人員、設備及び運営等に関する基準」が改正されたことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

厚生労働省で定める「各サービスの人員、設備及び運営等に関する基準」が改正されたことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

厚生労働省で定める「各サービスの人員、設備及び運営等に関する基準」が改正されたことに伴う改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町水道事業給水  
条例の一部改正

「水道法」が改正されたことに伴い、引用する条文的改正。

【全員賛成で可決】

▼清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

(議員提出議案)

地方自治法が改正され、議員の兼業禁止の規定が改正され、政令で定める一定金額である300万円までは議員個人による町の請負が規制の対象から除外されることとなり、議員個人の請負の透明性を確保し、議会の運営の構成及び事務の執行の適性を図ることによる制定。

【全員賛成で可決】

## 専決処分

▼令和5年度一般会計  
補正予算(第11号)

既定予算に4000万円を追加し、予算総額を92億7145万5千円とする。

【承認】

## 補正予算

▼令和5年度一般会計  
補正予算(第12号)

既定予算から5201万4千円を減額し、予算総額を92億1944万1千円とする。

主な増額補正は、いきいきふるさとづくり基金積立金、郵便料、返礼品費用、寄付サイト利用手数料、コミュニティバス運行事業補助金、能登半島地震災害復旧支援金、戸籍総合システム改修委託料、国庫道費負担金返還金(自立支援給付費)、

乳幼児等医療費、施設型給付費、障害児通所給付費、十勝圏複合事務組合負担金(ごみ処理分・し尿処理分)、自動車事故賠償金、有害鳥獣侵入防止電柵等設置補助金、財政調整基金など。

【全員賛成で可決】

▼令和5年度一般会計  
補正予算(第13号)

194万3千円を追加し、予算総額を92億2138万4千円とする。

主な増額補正は、町民バスの車両修繕費。

【賛成多数で可決】

▼令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

▼令和5年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)

▼令和5年度介護保険特別会計補正予算(第5号)

▼令和5年度水道事業会計補正予算(第6号)

▼令和5年度下水道事業会計補正予算(第4号)

【すべて全員賛成で可決】

## その他の議案

▼損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年12月、清水町字羽帯南12線103番地清水円山展望台において、町公用車が坂道走行中路面凍結によりスリップし、後続の車両に衝突し損傷を与えたことによる損害賠償。

【全員賛成で可決】

▼町道の路線廃止について

【路線名】側道南清水2号道路

【起点】清水町字羽帯252番4地先

【終点】清水町字羽帯513番3地先

【全員賛成で可決】

▼町道の路線認定について

【路線名】西清水2号東道路

【起点】清水町南1条西6丁目15番2地先

【終点】清水町南1条西6丁目5番地先

【全員賛成で可決】

## 人事案件

▼教育委員会委員の任命について

板橋亜紀さん(本通5)を教育委員会委員に選任(再)したい旨の町長提案があり、議会は同意しました。



板橋 亜紀さん

▼人権擁護委員候補者の推薦について

伊藤香織さん(日の出2)を推薦したい旨の町長提案があり、議会は「適任」としました。



伊藤 香織さん